第5章 学会賞選考委員会委員の選出および委員会の運営に関する内規

- 第24条 委員の選出は評議員の互選による。但し、理事長、監事および前年度をもって任期を終了した委員は被選挙権はないが、選挙権は認めることとする。
- 第25条 選挙は、できるだけ異なった専門領域および機関から選び、3名連記とする。
- 第26条 選挙に関する事務は選挙担当理事がこれを行う。
- 第27条 得票数が同数の場合には抽選により決定する。次点者の決定も同様に行う。
- 第28条 学会賞選考委員会(以下委員会)は,浅川賞,小林六造記念賞,黒屋奨学賞の受賞候補者を 学会賞選考細則にしたがって選考する。
- 第29条 委員は原則として、推薦者になることはできない。
- 第30条 委員が各賞の被推薦者となった場合は委員を辞任するものとする。委員に欠員が生じた場合,次点者を繰り上げて当選とする。その任期は前任者の残任期間とする。
- 第31条 提出された推薦書類について、理事長はあらかじめ推薦要項に合致していることを確認し、各委員へ 配布するものとする。
- 第32条 委員長は各被推薦者の業績について正および副の2人の担当委員を決め、委員会で業績の紹介を 委任する。
- 第33条 委員会は委員の3分の2以上の出席によって成立する。やむを得ず欠席する委員は委員長に詳細な 意見をあらかじめ文書で提出する。ただし、この意見は採否の議決には加えない。
- 第34条 委員会は1回以上開くものとする。
- 第35条 被推薦者が死亡した場合も選考を継続する。
- 第36条 委員長は選考経過, 理由および結果について書面および口頭で理事会へ報告する。
- 第37条 理事長は理事会の議決を経た後, 評議員会ならびに総会において, 選考経過, 理由および結果を報告する。
- 第38条 本内規の改定は理事会において決議するものとする。

(平成27年3月27日一部改定)

第6章 名誉会員選考委員会委員の選出および委員会の運営に関する内規

- 第39条 委員の選出は評議員の互選による。但し、理事長、監事および前年度をもって任期を終了した委員は被選挙権はないが、選挙権は認めることとする。
- 第40条 選挙は、できるだけ異なった専門領域および機関から選び、2名連記とする。
- 第41条 選挙に関する事務は選挙担当理事がこれを行う。
- 第42条 得票数が同数の場合には抽選により決定する。次点者の決定も同様に行う。
- 第43条 委員に欠員が生じた場合、次点者を繰り上げてこれに当てる。その任期は前任者の残任期間とする。
- 第44条 名誉会員選考委員会(以下委員会)は、名誉会員を名誉会員選考細則にしたがって選考する。
- 第45条 提出された推薦書類について、理事長はあらかじめ推薦要項に合致していることを確認し、各委員へ配布するものとする。
- 第46条 委員長は各被推薦者の業績ならびに資格について正および副の2人の担当委員を決め,委員会での紹介を委任する。
- 第47条 委員会は委員の3分の2以上の出席によって成立する。やむを得ず欠席する委員は委員長に詳細な意見をあらかじめ文書で提出する。ただし、この意見は議決には加えない。
- 第48条 委員会は1回以上開くものとする。
- 第49条 委員長は選考経過,理由および結果について書面および口頭で理事会へ報告する。
- 第50条 理事長は理事会の議決を経た後、評議員会ならびに総会において結果を報告する。
- 第51条 本内規の改定は理事会において決議するものとする。